

	<p>適法性</p> <p>〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第5条及び第11条から第13条の規定に則した内容であり、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性にも配慮しており、憲法、法令に抵触するものではない。</p>	
	<p>その他</p>		
見直し結果	<p>改正・廃止の必要はない。</p> <p>改正・廃止を検討する。</p>	<p>理 由</p> <p>より時代に即した個人情報保護施策を図るため、改正を検討する必要がある。</p>	<p>特 記 事 項</p> <p>要綱に規定する見直しの視点には該当しないが、地方独立行政法人を条例上の実施機関に位置付けるための改正を行う。</p>
		<p>次回見直し予定</p> <p>未定</p>	<p>見直し規定の有無</p> <p>① 無</p>